

令和5年第1回取手市議会定例会 議案概要

議案：	27件	条例の制定	1件
		条例の一部改正（一括改正含む。）	11件
		財産譲渡	1件
		市道路線の廃止	1件
		令和4年度補正予算	6件
		令和5年度当初予算	7件
同意案：	1件	教育委員会教育長の選任同意	1件

議案第3号

取手市個人情報の保護に関する法律施行条例について（情報管理課）

国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が一律のルールの下に個人情報保護制度を運用することを目的として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が改正され、本市においても法の適用を受けることとなることから、法の施行について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

条例で定める主な内容は、次の事項です。

① 法において条例で定めるものとされる事項

- ・ 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用を実費で負担することとします。

② 法において条例で定めることが許容される事項

- ・ 開示請求等の手続に関する事項

開示決定等の期限について、法律で定める30日以内から、本市の現行の15日以内に短縮する旨を定めるほか、開示請求等の手続に関する事項について定めます。

議案第 4 号

取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
(情報管理課)

個人情報の保護に関する法律の改正により本市も当該法律の適用を受けることとなることに伴い、取手市個人情報保護条例を廃止することから、当該条例を引用している次の条例を改正するものです。

- ① 取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例
- ② 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例
- ③ 取手市みんなでいじめをなくすための条例

議案第 5 号

取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
(人事課)

内国旅行の日当については、平成 21 年度から令和 4 年度までの期間において時限的に不支給とする措置が講じられていますが、時限的措置を改め、当面の間は支給しないこととするものです。

議案第 6 号

取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について (子育て支援課)

令和 2 年度からの 5 ヶ年計画として令和 2 年 3 月に策定した第四次取手市保育所整備計画の中で、中央保育所の民営化を検討していくこととし、取手市保育行政推進検討委員会及び取手市児童福祉審議会で検討してきました。

これらの経過を踏まえ、令和 5 年度末をもって中央保育所を廃止するための改正を行うほか、子ども・子育て支援法が改正され条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する条項を整理するため、条例の一部を改正するものです。

令和 6 年度以降は、移管先となる学校法人三星学園による運営を予定しています。

なお、同法人への移管に伴い、現在市で所有している保育所建物及び附帯設備一式を無償で譲渡することを予定しており、このことについて、議案第 15 号で議会の議決を求めています。

※ 中央保育所廃止後の市立保育所は、永山・白山・久賀・井野なないろの 4 保育所

議案第7号

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（子育て支援課）

市内4か所に設置された地域子育て支援センターについて、利用者の利便性及び事業の質の向上を図ることを目的として以下の措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

① 開所日（令和6年4月1日から）

令和6年度以降、民間委託による事業の運営を予定している2か所（戸頭地域子育て支援センター及び藤代地域子育て支援センター）において、土曜日にも事業を実施することとする。

② 開所時間（4か所共通 令和5年4月1日から）

午前9時から午後5時までの間で5時間以上とすることで、開所時間を弾力的に変更できるようにする。

③ 職員の配置基準（4か所共通 令和5年4月1日から）

幅広い人からの応募を可能とし運営体制を確保するため、資格要件を緩和する。

議案第8号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（障害福祉課・子育て支援課）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により関連法令が改正されたことを受け、所要の文言の整理等を行うため、次の条例を改正するものです。

- ① 取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ② 取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例
- ③ 取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例
- ④ 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例
- ⑤ 取手市児童福祉審議会設置条例

議案第9号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子育て支援課）

この条例の基準となっている厚生労働省令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）の改正及び民法等の一部を改正する法律の施行による民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除を受け、条例においても同様の改正を行うものです。

厚生労働省令の改正に伴うもの

- ① 安全計画策定の義務化等
- ② 業務継続計画策定の努力義務化
- ③ 感染症の予防等に関する研修・訓練の努力義務化
- ④ バス送迎時における児童の所在確認の義務化
- ⑤ 利用児童の保育に影響がない範囲に限り、他の社会福祉施設を併設する際に職員の兼務や設備の共用を可能とする。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴うもの

- ・ 懲戒権に関する規定の削除

議案第10号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子育て支援課）

民法等の一部を改正する法律の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、条例においても同様の改正を行うほか、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正され条項の移動が生じたことに伴い、これらの法律を引用する条項を整理するため、条例の一部を改正するものです。

議案第11号

取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について（保健センター）

予防接種による健康被害に係る調査について、被害者の救済を図る観点から、迅速に調査を実施する体制を整えるため、地域医療審議会に専門部会を設置することにつき、所要の改正を行うものです。

専門部会は、委員7人以内で構成し、予防接種に係る事故防止対策、事故発生時の補償等について調査・審議します。

議案第12号

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（国保年金課）

令和5年4月から、出産育児一時金の支給額を48万8,000円とし、産科医療補償制度の加算額1万2,000円と合わせて50万円を支給することとする改正を行います。

社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを受け、健康保険法施行令等が改正されることとなったものです。

- ・ 現行：40万8,000円＋加算額1万2,000円 総額42万円
- ・ 改正後：48万8,000円＋加算額1万2,000円 総額50万円

議案第13号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

次の3点について改正するものです。

① 建築基準法の改正に伴うもの

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法が改正され、建築物の構造上やむを得ない場合における建築物の容積率や高さに係る特例が拡充されたことに伴い、以下の手数料の新設を行うほか、所要の改正を行います。

ア 建築物の容積率の特例認定申請手数料

イ 建築物の高さの適用除外に係る申請手数料

ウ 高度地区内における建築物の高さに関する制限の特例許可申請手数料

② 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正に伴うもの

低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準において以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

ア 共同住宅等の住戸を単位とする認定単位を廃止します。

※ 今回の条例改正には含まれませんが、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正により、上記の認定単位の廃止と併せて、複合建築物について、複合建築物全体、非住宅全体、住宅全体をそれぞれ申請単位とするものとして整理されます。

イ 住宅の省エネ誘導基準への適合確認について、これまでの性能計算による方法に加え、誘導仕様基準を用いる申請方法について新たに定めます。

③ 租税特別措置法の改正に伴うもの

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の廃止等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われたことに伴い、条例においても所要の整理を行います。

議案第14号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども青少年課）

この条例の基準となっている厚生労働省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）が改正されたことを受け、次の点について条例においても同様の改正を行うものです。

- ① 安全計画策定の義務化等
- ② 業務継続計画策定の努力義務化
- ③ 感染症の予防等に関する研修・訓練の努力義務化
- ④ バス送迎時における児童の所在確認の義務化

議案第15号 取手市市有財産の無償譲渡について（子育て支援課）

中央保育所を廃止、民営化することに伴い、移管先となる学校法人三星学園に対して、保育所建物及び附帯設備一式を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、保育所敷地については、市と同法人との間で無償の使用貸借契約を締結する予定です。

議案第16号 市道路線の廃止について（管理課）

公衆用道路としての機能を有していない市道路線（中田地区1路線）を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

議案第17号から議案第22号まで 令和4年度取手市各会計補正予算

議案第17号から議案第22号まで（令和4年度取手市各会計補正予算）の内訳

議案第17号 令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）

議案第18号 令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）

議案第19号 令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和4年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

※ 詳細は、財政担当作成の別紙資料を御参照ください。

議案第23号から議案第29号まで 令和5年度取手市各会計当初予算

議案第23号から議案第29号まで（令和5年度取手市各会計当初予算）の内訳

議案第23号 一般会計予算

議案第24号 取手駅西口都市整備事業特別会計予算

議案第25号 国民健康保険事業特別会計予算

議案第26号 後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 介護保険特別会計予算

議案第28号 競輪事業特別会計予算

議案第29号 取手地方公平委員会特別会計予算

同意案第1号 取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について（人事課）

令和2年4月1日付けで就任した伊藤 哲（いとう さとし）氏（現在2期目）の任期が本年3月31日で満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員会教育長（任期3年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。